

優遇金利適用定期預金

(自由金利型定期預金M型)

2024年6月1日現在

商品名 (愛称)	第21回 リサイクル定期預金
-------------	----------------

販売対象	・個人・法人の方
取扱期間	・2024年6月1日～2024年11月30日 (現行の自動継続分は6/1から11/30までを対象とします。)
期間	・定型方式…1年 ・自動継続(元金継続・元利金継続)に限ります。
預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・一括預入 ・1口1円以上 最高300万円未満 ・1円単位
払戻方法	・満期日以降に一括して払戻します。
利息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	・固定金利 ① 「預入日の店頭表示金利」を約定利率として適用し預入日から満期日の前日まで適用します。 ② 敦賀・美浜・若狭3市町の2024年4月から2025年3月の資源ごみの量の合計が、2023年4月から2024年3月と比較して増加した場合、増加度合に応じて下記の利率を上乗せします。 a. 1トン以上増加した場合、上記①に0.005%(税引後0.0039%)を上乗せした金利を、預入日から満期日の前日まで適用します。 b. 100トン以上増加した場合、上記①に0.010%(税引後0.0079%)を上乗せした金利を、預入日から満期日の前日まで適用します。 c. 500トン以上増加した場合、上記①に0.030%(税引後0.0239%)を上乗せした金利を、預入日から満期日の前日まで適用します。 ④ 自動継続後の利率は、継続日におけるスーパー定期預金1年物店頭表示の利率を適用します。 ⑤ 期限前解約の場合、当金庫所定の中途解約利率を適用します。 ⑥ 金利情勢の変化により適用金利を見直す場合があります。 ⑦ 金利決定時期：3市町のごみの量発表後、店頭に掲示します。(2025年5月30日頃) ・満期日以降に一括して支払います。 ・付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算です。
税金	・個人の利息には20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 (ただし、マル優を利用の場合は除きます。) ※2037年12月31日までにお受け取になる利息には「復興特別所得税」が課税されますので、20.315%の税金となります。 ・法人は総合課税となります。
満期時のお取扱い	・自動継続後の利率は、継続日におけるスーパー定期預金1年の店頭表示金利を適用します。 ・満期日以後のお利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、別紙の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに払戻します。
付加できる特約事項	・マル優の取扱いができます。
手数料	-----
金利情報入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。

優遇金利適用定期預金

(自由金利型定期預金M型)

2024年6月1日現在

商品名 (愛称)	第21回 リサイクル定期預金
苦情処理措置	・本商品の問い合わせ等は、当金庫営業日に、営業店または業務部（9時～17時、電話：0770-22-9433）、苦情等は、営業店または総務部（9時～17時、電話：0770-22-9430）にお申し出ください。
紛争解決措置	・福井弁護士会（電話：0776-23-5255）、金沢弁護士会（電話：076-221-0242）、富山県弁護士会（電話：076-421-4811）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部若しくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
その他参考となる事項	・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって1預金者あたり元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。） ・ATM、インターネットバンキングからの預入はできません。

中途解約時の取扱

スーパー定期	<p>当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算（預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金については6か月複利の方法）し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。</p> <p>① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A・6か月未満……………解約日における普通預金の利率 B・6か月以上1年未満……………約定利率×50% C・1年以上3年未満……………約定利率×70%</p>
--------	---